二十一　日本原燃株式会社　再処理事業所
二十二　リサイクル燃料貯蔵株式会社　リサイクル燃料備蓄センター
二十三　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所
二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究所

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部改正）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲み、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～三　（略）	**第一条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～三　（略）
四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（北地区） 五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（南地区） 六　（略）	四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 六　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月七日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州での実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年五月八日から令和七年六月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　三百五十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○外務省告示第百六十五号

令和七年三月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

令和七年五月七日　　外務大臣　岩屋　毅

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百六十一億千四百万円（三六、一一四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ3）（以下「計画」という。）を支援するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・四五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの権限のある当局が、計画の実施を支援するために既に行った予算支出又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　インド政府は、タミル・ナド州政府が、タミル・ナド州政府の名義で開設される関連する政府の勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をインドの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タミル・ナド州政府の予算に編入され、タミル・ナド州政府が既に行った予算支出又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。